

第213回

岐阜県都市計画審議会

議事録

と き：令和2年12月16日（水）午後2時00分から

ところ：岐阜県庁 議会西棟第1会議室

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから、第213回岐阜県都市計画審議会を開会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず始めに、本日ご出席の皆様のご紹介につきましては、お手元の「資料1 委員名簿」と「資料2 委員座席図」のとおりでございますので、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日は、委員及び臨時委員計23名中、19名のご出席をいただき、定足数に達していることをご報告いたします。なお、本日の会議につきましては、報道関係者1名が傍聴されておりますのでご報告させていただきます。

それでは、本日の議事の概要について説明させていただきます。議事の概要については、お手元の「資料3 議案一覧表」のとおりでございます。本日お諮りする議案は、議第1号「海津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から、議第9号「神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」までの9件でございます。

では、以降の議事進行につきましては、高木会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【高木会長】

まず、議事に入る前に、本日の審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。ですが、会長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

一任いただきましたので、本日の議事録署名は、篠田委員と岩井委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

本日は議案数が多いので、ある程度まとめて事務局から説明をしていただきますので、よろしく申し上げます。

では、議第1号「海津都市計画」、議第2号「養老都市計画」、議第3号「輪之内都市計画」、議第4号「揖斐都市計画」の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

私のほうからは、議第1から9号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明させていただきます。

これらにつきましては、書面開催となりました第211回岐阜県都市計画審議会にてご報告させていただいておりますので、今回は要点についてのみ、ご説明

させていただきたいと思っております。

まずは議第1から4号についてです。スライドを用いて説明させていただきますので、前方のスクリーンをご覧ください。前回の審議会でも説明させていただきましたとおり、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」につきましては、都市計画法第6条の2に基づき県が定めるものでございます。現行のマスタープランは、平成32年、置き換えまずと令和2年を目標年次としておりますので、今回の見直しでは令和2年を基準年とし、10年後の令和12年を目標年次とするマスタープランを新たに策定するものでございます。これまでご審議いただきました都市計画区域についてですが、高富・関ヶ原・関・美濃・可児・御嵩・恵那・中津川の各都市計画区域は8月25日、各務原都市計画区域は10月1日、岐阜・本巣・美濃加茂・土岐・下呂の各都市計画区域は11月13日、多治見都市計画区域は11月20日に変更決定しております。なお、大垣都市計画区域につきましては、12月21日に変更決定予定となっております。

では、議第1号「海津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から説明させていただきます。議案書は議1からでございます。

都市計画の目標です。「美しく潤いのある自然環境の中で、いつまでも安心して生活できる、まちづくり」との基本理念を掲げております。区域区分の決定の有無としましては、都市計画道路東海環状自動車道仮称海津スマートインターチェンジ周辺や、幹線道路沿道におきまして、新たな土地需要が想定されるものの、区域全体では都市化の傾向が低く、市街地拡大の可能性は低いことなどから、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地形成が可能であり、引き続き区域区分を定めないものとしたします。

主要な都市計画の決定の方針としましては、適正な土地利用誘導によるコンパクトシティの実現、仮称海津スマートインターチェンジの交通利便性を活かした工業用地の整備の検討など、インフラ整備を前提としました土地利用等、現行のマスタープランの方針を引き続き維持してまいります。海津都市計画区域については以上でございます。

続きまして、議第2号「養老都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。

都市計画の目標でございます。都市づくりの基本理念を「誇りと愛着が持てる絆を大切にすまち 養老」と掲げております。区域区分の決定の有無としましては、人口の見通しや農用地区域の指定状況などから、市街地の拡大は想定されず、引き続き区域区分を定めないものとしたします。

主要な都市計画の決定の方針としましては、中心市街地と周辺集落とのネットワークの強化や、適正な土地利用誘導によるコンパクトシティの実現、安全・安心な都市の形成等、現行のマスタープランの方針を引き続き維持してまいります。

養老都市計画区域については以上でございます。

次に、議第3号「輪之内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を、ご説明申し上げます。

都市計画の目標です。都市づくりの基本理念を「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいまち」と掲げております。区域区分の決定の有無としましては、人口減少の傾向や、本区域内の全域が農業振興地域である状況などから、市街地拡大の可能性は低いと考えられ、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな都市を形成することが可能であり、引き続き区域区分を定めないものとしたします。

主要な都市計画の決定の方針としましては、土地利用の計画的な展開によるコンパクトシティの実現、河川改修等の治水対策の推進や流域全体の保水機能の維持・向上などによる安全・安心な都市の形成等、現行のマスタープランの方針を引き続き維持してまいります。輪之内都市計画区域については以上でございます。

続きまして、議第4号「揖斐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。

都市計画の目標です。都市づくりの基本理念を「水と緑に抱かれた 新郷土文化圏の形成を目指し 音色豊かなトライアングル都市の建設」と掲げております。区域区分の決定の有無としましては、人口は減少傾向にあり、住居系市街地の拡大は少ないと予想されること、大型商業施設や工業用地等は交通利便性の高いインターチェンジ周辺など、特定の区域での開発に限定されると想定されることから引き続き区域区分を定めないものとしたします。

次に、市街地開発事業の方針でございます。大野町におきまして「インターチェンジ周辺土地区画整理事業」、揖斐川町におきまして「揖斐川町七間町土地区画整理事業」を推進することで、無秩序な開発を抑制し、良好な市街地環境の形成を図ってまいります。

主要な都市計画の決定の方針としましては、先ほど申しましたとおり、市街地開発事業により、良好な市街地の形成を図ることとし、コンパクトシティの実現、安全・安心な都市の形成等、現行のマスタープランの方針を引き続き維持してまいります。揖斐都市計画区域につきましては以上でございます。

なお、これまでご説明しました、議第1号から議第4号までの都市計画区域においては、本年8月に設けました変更に関する公述申出期間に公述の申出はございませんでしたので、公聴会は実施しておりません。また、11月に行いました公告縦覧、並びに市町に対して行いました意見聴取においても「意見なし」との回答をいただいております。

議第1から4号については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【高木会長】

どうもありがとうございます。事務局の説明がありました。これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【篠田委員】

議第3号の輪之内都市計画区域についてですが、ご説明の主要な都市計画の決定の方針のところ、「保水機能の維持」と言われたと思うのですが、どういうことを指しているのでしょうか。

【事務局】

輪之内都計全域は、農業振興地域に指定されておりまして、良好な居住環境や農業地域の土地利用を基本に整備がされておりまして、土地改良事業などを進めていく中で、保水機能、遊水維持機能の整備も併せて行っていくうえでの表現でございます。

【篠田委員】

保水機能と遊水地機能は別物であり、保水機能というのは地中に一定水量の水分を維持し、それをゆっくりと排出することです。今おっしゃられたのは貯水機能であり、水田などで一時貯留するのも貯水機能、あるいは貯留機能です。保水機能とは言いませんので、表現をご検討いただければと思います。

【事務局】

ご指摘ありがとうございます。表現については、今後検討していきたいと思えます。

【高木会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご意見、ご質問がなければ、採決に移ります。

議第1号から議第4号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第1号から議第4号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第5号「八百津都市計画」、議第6号「瑞浪都市計画」、議第7号「高山都市計画」、議第8号「古川都市計画」、議第9号「神岡都市計画」の「都

市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

続きまして、議第5号「八百津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。資料は、お手元の議5からでございます。

都市計画の目標です。「人と自然が響き合い未来へ奏でる人道のまち やおつ」を将来の都市像とし、「豊かな生活の実現」など、3つの基本理念を掲げております。区域区分の決定の有無としましては、人口の見通しや、周辺を山林に囲まれた地形的な制限などから、都市的土地利用の拡大の可能性は低いと考えられ、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな都市を形成することが可能であり、引き続き区域区分を定めないものとしたします。

主要な都市計画の決定の方針としましては、都市機能の集積や、計画的かつ有効的な土地利用によるコンパクトシティの実現、防災・防犯性の向上による安全・安心な都市の形成等、現行のマスタープランの方針を、引き続き維持してまいります。八百津都市計画区域については以上でございます。

続きまして、議第6号「瑞浪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。

都市計画の目標です。都市づくりの基本理念を「快適で活力に満ちた交流共生都市」と掲げております。区域区分の決定の有無としましては、平地部の大部分は既に用途地域が指定されておりまして、今後の土地需要も用途地域内で対応可能であると考えられることから、引き続き区域区分を定めないものとします。

次に、市街地開発事業に関する方針です。今後10年間に優先的に実施する事業として、「瑞浪駅周辺市街地再開発事業」が予定されております。これにより、中心市街地としての活性化を図ってまいります。

主要な都市計画の決定の方針としましては、先ほど申し上げましたとおり、市街地開発事業により中心市街地のにぎわい創出を図ることとし、適正な土地利用誘導によるコンパクトシティの実現、安全・安心な都市の形成等、現行のマスタープランの方針を引き続き維持してまいります。瑞浪都市計画区域については以上でございます。

次に、議第7号「高山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。

都市計画の目標です。都市づくりの基本理念を「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」と掲げております。区域区分の決定の有無としましては、人口の減少傾向や、今後の土地需要には、既存の市街地内の低・未利用地の活用等で対応が可能であると考えられることなどから、区域区分によ

らなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能であり、引き続き区域区分を定めないものといたします。

主要な都市計画の決定の方針としましては、中心市街地における都市機能の集積や強化、中心市街地と各地域拠点とのネットワークの向上などによるコンパクトシティの実現、インフラ整備を前提としたまちづくり等、現行のマスタープランの方針を引き続き維持してまいります。高山都市計画区域については以上でございます。

次に、議第8号「古川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。

都市計画の目標です。都市づくりの基本理念を「活力があり、安全・安心で快適な、誇りもてる都市の創造」と掲げております。区域区分の決定の有無としましては、人口減少の動向や、市街地以外の多くの部分が農振農用地に指定されている状況などから、市街地拡大の可能性は低く、引き続き区域区分を定めないものとします。

次に、土地利用に関する方針でございます。こちらが古川都市計画区域の総括図です。今後、用途地域の変更を予定する地区としまして、宮城町地区がございます。住宅と工業が混在する地域において、良好な居住環境の形成を図るため、工業地域から住居系用途地域への変更を予定しています。なお、こちらは先に報道等もされております、飛騨高山大学設立基金が大学の建設予定地としている地区でありまして、文教施設と一体となったまちづくりを図ってまいります。

主要な都市計画の決定の方針としましては、居住・都市機能の集積などによるコンパクトシティの実現、安全・安心な都市の形成等、現行マスタープランの方針を引き続き維持してまいります。古川都市計画区域については以上でございます。

最後に、議第9号「神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をご説明申し上げます。

都市計画の目標です。古川都市計画区域と同じく、「活力があり、安全・安心で快適な誇りもてる都市の創造」との基本理念を掲げております。区域区分の決定の有無としましては、人口の減少傾向に加え、新たな都市的土地利用には市街地内の低・未利用地の活用を推進することで対応可能であると考えられること、また現在の市街地以外は山林であるという地理的条件などから市街地拡大の可能性は低く、引き続き区域区分を定めないものとします。

主要な都市計画の決定の方針としましては、適正な土地利用誘導によるコンパクトシティの実現、緊急活動を円滑に行うため、通行可能な道路幅員の確保や、中心商業地周辺等の建築物の不燃化、耐震化を図るなど、安全・安心な都市の形成等、現行のマスタープランの方針を引き続き維持してまいります。神岡都市計画区域については以上でございます。

なお、これまでご説明しました議第5号から議第9号の都市計画区域においては、本年7月から8月にかけて設けました変更に関する公述申出期間に公述の申出はなかったため、公聴会は実施しておりません。また、11月に行いました公告縦覧、並びに市町に対して行いました意見聴取においても「意見なし」との回答を得ております。

議第5号から議第9号についての説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【高木会長】

事務局の説明がありました。これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

では、私から一点伺います。瑞浪都市計画区域についてですが、瑞浪駅周辺の市街地再開発事業は、内閣府の官民連携の先進的な事業を取り入れながら、まさに官と民が連携して進めようとしているのですが、岐阜県はこれまで官民連携の部分が弱く、愛知県は非常にたくさん官民連携の事業を行っているのですが、まだまだ岐阜県は官民の連携が少なく、もっと民間の力を活かしたまちづくりができるのではと思っておりますが、県としては今後どのような方針でおられるのでしょうか。

【事務局】

はい。官民連携、いわゆるPFIやPPP導入ということについて、現時点で県として具体的な方針を持って、まちづくりの1つのツールとして使っていくという確定的なものはございませんが、県内には他にもポテンシャルを秘めている箇所がまだまだございますので、そういったところにも上手く取り入れていくことができないかということで、引き続き、県として各市町に対して積極的に情報発信をしていくことを含め、検討を進めていきたいと考えております。

【高木会長】

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問が無いようですので、採決に移ります。議第5号から議第9号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、議第5号から議第9号は原案どおり承認することに決しました。

議案の審議が終了しましたので、続いて、知事に対する答申についてお諮りします。事務局から答申案の配布をお願いいたします。

ただいまお配りしました案は、本日も審議いただいた結果に基づき、議第1号から議第9号について、原案を適当と認めるものです。知事に対する答申について、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議が無いようですので、知事に対する答申については案のとおり決定します。これをもちまして、本日の議事を終了します。ご協力ありがとうございました。では、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

高木会長をはじめ委員の皆様、本日はご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第213回岐阜県都市計画審議会を閉会いたします。

(おわり)

議事録署名者

会 長

委 員

委 員